

島本町総合計画審議会 第1回「第1部会」 要点録

(令和元年11月20日作成)

1	会 議 の 名 称	島本町総合計画審議会 第1回「第1部会」		
2	会議の開催日時	令和元年10月21日(月) 13時30分～15時35分		
3	会議の開催場所	島本町役場地階第五会議室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	総合政策部政策企画課 ※その他、第1部会所管分野に係る担当部局の職員も出席 (人権文化センター、コミュニティ推進課、健康福祉部、教育こども部)		傍聴者数 3名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	出 席 委 員	天沼委員、岸委員、後藤委員、末岡委員、野間委員、八田委員、三村委員、山内委員、横井委員 (五十音順)		
7	会 議 の 議 題	1 部会長・副部会長の選出について 2 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて 3 その他		
8	配 布 資 料	● 資料15 策定スケジュール ● 資料16 第五次総合計画・基本計画(素案) ● 資料17 第四次総合計画に係る施策の実施状況 ● 資料18 SDGsについて ● 参考資料 部会名簿、財政状況参考資料		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

開会

事務局 (部会長選出までの間は事務局が進行)
(出席委員数の確認 ⇒ 配布資料の確認)

1 部会長・副部会長の選出について

事務局 案件1「部会長・副部会長の選出について」でございますが、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、部会長副部会長選出いただきたいと思いますが、いかがさせていただきますでしょうか。

委員 事務局から、何か案はありますか。

事務局 (部会長に山内委員、副部会長に三村委員を推薦)

(異議なしの声)

事務局 それでは部会長に山内委員、副部会長には三村委員に就任いただきます。部会長・副部会長から挨拶をお願いします。

(部会長・副部会長より挨拶)

事務局 この後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

(傍聴許可、傍聴者入場)

2 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて

部会長 案件2、「第五次総合計画・基本計画の策定に向けて」について、事務局より説明願います。

事務局 (資料15～18及び参考資料に基づき、策定スケジュール、審議の進め方等について説明)

部会長 資料について、何かご意見があればお願いします。

ないようですので、各章の審議にまいります。本部会の担当は、第1章と第4章と第5章です。はじめの2回で各章への意見をいただき、最後の3回目にまとめ、そして調整という形で進めていければと思っています。それでは最初の章から順次行ってもよろしいでしょうか。

それでは第1章から審議を開始したいと思います。事務局から説明願います。

事務局 (資料16・基本計画素案の第1章について説明)

部会長 第1章についてご意見をいただければと思います。

委員 人権を語る時に、同和問題の記述が、これまで必ず歴史的な経過も踏まえて入っていたと思います。私はこれまでの経過から、いろいろな新しい課題もたくさんあるが、これまでの同和問題の解決の中で学んできたノウハウも含めて、明確に文章を入れるべきだと思います。

担当課 同和問題につきましては、過去から町の重要課題として取り組んできたところでございます。平成28年度に人権三法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が成立しております。その中で、同和問題については載せられておりませんので、これについては修正も含め見直していきたいと考えております。

委員 他市でも、基本的に審議会の中で意見をすり合わせて、必要に応じて事務局から聞くという感じでやっているため、そのように進めていけたらいいなということが1点。できるだけ合議で、文言とかも審議会の中でつくっていったらいいのかなということは、部会長にお願いしたいです。3回と限られている中で、2時間と区切るのではなく、日当としてもらっているということが、前回に他の委員からも出ていましたが、必要に応じて、いたずらに延ばすのではなく、時間も議論していったらいいと思います。その中で今の意見も加えたらいいと個人的に思いました。審議会委員の中でそうやって意見を言い合えたらいいと思いました。

部会長 今、いくつか、ご意見を伺いました。まず同和問題について、他にご意見ございますか。
事務局で今後、修正・調整していただけるということで、ぜひ検討いただければと思います。あと私のほうに要望がございまして、時間が、当然ながら3回という区切りではなくて、それ以外にもし審議がまとまらない場合は、それ以上は審議すればいいですし、先ほど委員からもございましたとおり、いたずらに延ばすのではなく、有意義な形で何か意見が収束するような形で、できるだけ有意義な形で、3日の中でおさまるように努力いたしますが、当然ながらそれ以上に延ばしたほうがいいという判断がこの会であれば、回すということにしたいと思います。あとは、事務局と委員でキャッチボールするということではなく、我々の中で話しあえたらということだと思いますので、そのように進めたいと思います。

委員 人権の問題を考えたときに、個人情報は大変だと思いますが、4ページの「人権・平和施策の推進」のところに書かれていません。6ページの情報公開のところに「個人情報を適正に運用し」ということが書かれていますが、ここだけでいいでしょうか。二重に書く必要はないですが、推進のところにやはり個人情報保護が必要ではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 第四次総合計画では「個人情報保護」という項目は「人権・平和」の項目の中にございました。今回の第五次の案では1-2に、情報公開とあわせる形で移動しております。もちろん個人情報保護やプライバシーの保護は人権分野の話でもあります。今回は施策内容を整理する中で、情報公開と個人情報保護は対で運用しているものですから、ここにまとめております。

委員 分類についてはわかりますが、人権を守るには個人情報保護が大事であると思いますので、少し納得できないところもあります。

委員 総合計画の基本計画は、いろいろな項目に分かれています。やはり人権の項目は、他の項目にも絶対絡みます。人権が関与している項目を全部ここに入れてしまうと、他の項目は人権について触れていないということもあるのかなと個人的には思っています。ここで行われたことを各項目でも当然反映するような姿勢を町も示していただけたら、ほかの項目で各自載せていくということもできるかなと思いました。

部会長 どのように整理をするかということですね。最近インターネットだとかSNSだとか情報共有だとか、個人情報の問題がこれまで人権という中でその傘の下だったことが項目としてでき上がっています。それだけ大きく問題になっているので、個別に出てきたのかなという思いもありますが、当然ながら人権とのつながりといったご意見もあります。また、調整していただきます。

委員 ①「人権・平和施策の推進」の一番初めのところの「人権啓発・人権教育を推進します」の中に、個人情報保護ということも意識に入れるのが、ここの言葉にあたってくるのではないかと思ったので、個人情報を保護するということの大切さということを含めて、人権教育というところに絡めていけるのではないかなと思いました。

部会長 今ご意見がありましたとおり、個人情報の大切さについては、各委員が日頃感じていらっしゃるということですので、その方向で調整が図れるのであればと思います。

委員 第1章の中に3つの節があります。できれば一番大事なところで項目として上がればいいと思います。大事なものは、全てに入れないといけないことになってしまいますので、皆わかった上で、1章全体を読んだときに、今言われた個人情報の問題や同和問題。特に同和問題について、私は入れた方がいいと思いますが、個人情報についてはいろいろなところで言われていることですから、大事な項目の中に入れたらいいのではないかと思います。

部会長 いずれにいたしましても、どういう形であれ、個人情報の大切さというものがもう少しわかるような形で事務局に調整いただくということで、今後の審議の際に、もう一度確認していただくということでよろしいでしょうか。

事務局 人権擁護は行政を推進する上の基本で、全ての項目に関連してまいります。1－1だけに全てを書き切ることは難しい側面もございます。特に学校での人権教育との関係であったり、児童虐待や高齢者・障害者の問題は別のところでも出てきますので、このあたりの紐付けや、同じことが何回も出てこないという整理は必要だと思いますが、いただいたご意見も踏まえて、ここの中、あるいは1－2の中でプライバシーの保護と人権の擁護ということがより明確になるような整理も必要であると思っていますので、一度整理させていただきたいと思います。

委員 4ページです。インターセックス、ジェンダーも含めてもっと広げる表記もありますが、あまり行政では使われていないため、LGBTでいいと思いますが、大阪市の事例では、行政窓口の合理的配慮についてガイドラインとかをつくって、例えば見た目と戸籍名が性的に不つり合いの場合に、窓口で大声で名前を呼ばないとか、ほかにも同性パートナーに対する行政施策をどうするのかなどを考えていますが、合理的配慮は性的マイノリティだけではなく、外国人住民の問題であったり、障害者の方が窓口に来たときの

合理的配慮が必要ということで、1-1-①の2つ目で関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図りますというだけでなく、窓口とかでも合理的配慮を行うということを書いたらいいのではないかなと思います。

部会長 他の委員からご意見ございますでしょうか。現状では、こういった取組をされているのかを含め、いかがですか。

事務局 合理的配慮という言葉は、近年、障害者差別解消法の中で法定化されておりますので、その部分については本町でも職員研修をやったり取り組んでおりますが、例えば先ほど例示されました性的マイノリティの方に対する窓口での合理的配慮という部分は、組織だった取組はまだこれからで、まずはその理解をしていくということであったり、あるいは記載いただく書類から不要な場合に性別記載欄を除くというものについては全国的にそういう方向で進んでいるという部分もありますので、ここでどこまでその趣旨を記載できるかということは、窓口での合理的配慮という言葉が読んでわかるかなという部分もありますので、検討が必要であると感じております。

委員 5、6ページで、2つお話をさせていただきます。まず参考指標の自治会加入世帯数、これを増加とありますが、最近マンション等ができて、自治会がないところがあったり、自治会長が嫌だということで入らないという人がいて、でも人口が増えているということで、この世帯数は増えていることはわかりますが、この世帯数の比率がわかった方がより詳しいかなと思います。昨今の防災や、不幸にも災害が起こってしまったときに、やはり自治会や学校のPTAといった組織はすごく重要かつ機能的に活用できると思いますので、そのあたりを詳しく書いていただきたいと思います。現状と課題の2つ目のところで、近年、少子高齢化の進行とありますが、少子化と高齢化が同時に進行しているということで、地域コミュニティの希薄化が課題になっているということはまさにそのとおりで、施策の方向性の②の1行目のところの「自治会など活発なコミュニティ活動が行われる環境づくりを進めます」と、まさにそのとおりだと思いますので、そこを丁寧をお願いします。関連したところで、子供の通学を、交通安全、防犯のところ、教育のところ、どこで触れた方がいいのかということはあると思いますが、一応ここで伝えさせていただくと、少子化に直面して、何かのニュース等でやっていましたが、子供たちが通学で帰るとき、3時から4時頃の時間帯に年長者の方々にも積極的に町に出歩いてくださいといったことをやっている都市もあるようなので、少子高齢化に直面し、年長者の人材を有効に活用する取組に努めます。といったことを書いていただいてもどうかと思いますし、子育てをしやすい、子供たちにとって健やかな成長を図るために地域の縁、地縁を大切にするような取組が必要だと思います。例えば校区の選択制、今島本町はやっていますが、それによって子ども会が分裂してしまうということもあるので、その辺の検証等、ここまでは書かなくてもいいですが、学区の再検討とかで子供たちがしっかりコミュニティを築いていけるような環境整備に努めていただきたいと思います。

部会長 いただいたお話を大きく分けると、自治会やコミュニティの話と、子ども会といった地域の子育てや子供の環境の話、それと、その方法論としての年長者との交流・連携といった、かなり複合的なお話をいただきましたが、自治会や地域コミュニティの話を先にやっていきたいと思います。

委員 5、6ページも含めて基本的に私自身は異論がないという立場です。ただとりわけ、今後の島本町で

事なことは、5ページの真ん中辺りに、今言われた自治会加入率の低下、地域コミュニティの希薄化の問題や、一方で多様な主体による地域活動が活発になっており、その重要性が高まっています。住民団体の公益活動などを支援し、多様な主体が連携・協働するまちづくりを進めるとありますが、これまでも島本町としては地域の自主的な学校支援の取組も大事にされてきたし、基本的にはその方向でいいと思います。この文章のとおりでいいと思いますが、今後、いろいろなハコモノをつくっていったりとか、非常に財政が厳しい中で言うと、かたやいろいろな団体の自主活動について支援し、補助金を出したり、ほかの予算化もされているという問題と庁舎の改修という問題でいうと、両方うまいこと行くことは絶対あり得ないので、いろいろな意味で事業の取捨選択をしていかなといけない。だから、文章としてはこれでいいですが、具体的にはいろいろな問題がそこでぶつかりますが、私個人としてはぜひ島本町が地域の自主的な活動に対して手厚く支援していくという今のシステムを、できる限り踏ん張って維持していきたい。新しい保育所もあるし、庁舎もこのままでいけないという課題もあるけども、なおかつ、こういう地域の多様な活動がまちづくりに活かせるようなまちづくりをしていってほしいということで、特に文案についてどうこうということではありませんが、意見だけ申し上げておきます。

委員

ここで述べられている内容が、大きく間違ってもいないため、いいと思いますが、自治会や地域のコミュニティでいろいろな活動をしようとする、その場所というか集会所などを利用するわけですが、こういう中で事業経費の支援ということは書いてありますが、そういう建物が大分古くなっているところもあります。そういうところへの支援が少し抜けているという気がします。やはり放っておくとなかなか、各々の団体ではお金がないので、修繕とかが進まなければある時点でもう使えなくなるといったことが起こってしまいます。そのため、計画的にフォローするべきだと、その辺はお願いしたい1つです。それから、先ほど他の委員からお話がありましたが、学区制の話で、子供たちが、子ども会が二つに分かれるとやりにくくなっているところがあるというお話で、子どもたちだけでなく、結局PTAやお母さん方の集まりもある年までが第一小学校、ある年から第二小学校と離れてしまうと、地域のコミュニティ活動にも影響が起こるかなということで、継続的な学区制というものもしっかりしてほしいという意見があります。

部会長

地域コミュニティの支援ということで、事業経費の支援などと、「など」が入っていますが、何か意図があつてなのか、人だけという意味合いではないということでしょうか。

事務局

確かに基本的には事業経費なのでソフト事業であると思いますが、集会施設等も場所によっては結構前に建てられ、老朽化が進んでいくということも当然考えていかなければなりません。財政的な制約はありますが、地域に対してどの程度支援できるかであるとか、そういう趣旨がその中に盛り込めるかということとは、引き続き検討させていただきたいと思います。また、自治会加入の世帯数と比率もわかったらいいのではないかとご意見があつたと思います。現状は、6割から6割5分ぐらいの加入率ということがあります。最近では、特にマンションの場合、区分所有法の関係で管理組合は作られますが、それに加えて自治会を設立されないケースが増えているということがあります。マンションの中で必要な調整は組織でされていますが、町との連携といった部分で自治会があるマンションと比べると差が出てくると思っています。そういった中で、特に防災への対応という部分では、管理組合はあつて、自治会まではつくらないけど、防災組織を形成できるかどうかという、そういった働きかけも別の部分ではやっているところもありますので、さまざまな方法でそういった取組が各地域でできるような対応をしていきたいと思います。この現状6割から6割5分ぐらいという数字がどこかに入れられるかということは、事務局で検討させて

いただきたいと思います。

部会長 学区制の話は、第5章の子ども・子育て支援、学校教育という項目がありますので、そこで議論させていただければと思います。それと、年長者と子供たちの交流という話もございました。次の1－3でおそらく酌んでいると思いますので、それでは7、8ページまで広げた上でご意見を頂戴できればと思います。

委員 先ほどの意見の補足で、町の窓口だけでなく合理的配慮は町施策全般かなと自分は思っているのですが、そこは少し考えてほしいと思います。文言として。私も高校教員をしていた時、学校でトランスジェンダーの生徒がいて制服を着たくない、違う制服で登校させてほしいという問題など学校現場も含めて、それに対してどういうふうに合理的配慮するかということはこれから問われていくと思うので、これからこの10年、考えていく課題であると思っています。つけ加えてほしいことは、施策の方向1－1－②「男女共同参画の推進」のところの2つ目ですが、配偶者や交際相手などに対する暴力(DV)とありますが、それだけではなくデートDVを防止しよう、デートDV行為という認識を高めていこうということがあるので、啓発・教育の面で加えていくべきではないかと思います。また、性暴力の防止に向けた啓発・教育も入れていくべきだと。世の中全体の性暴力に対する認識を高めていかなければならない。あと防災のところでも、避難所の中で女性や子どもが性暴力にあったという被害もあるので、行政自体もやはりそういう意識をもっておかないといけないという意味でも性暴力のことは入れた方がいいと思います。

部会長 例えば、どういった修正したらいいといったことがございますか。

委員 DV・デートDV・性暴力の防止や啓発といった。

部会長 あまり知識がなく、暴力の中には性暴力も入っていると思ってしまいましたが、言葉としては少し足りないでしょうか。

委員 直接的な暴力に対するものが強調されているのかなと、ドメスティックバイオレンス。そのため、デートDVという言葉。

部会長 事例も多いでしょうか。

委員 そうですね、高校教員を3年やっていましたので、生徒から相談を受けたり。これは配偶者・交際相手などに対する暴力に限定されるというよりも、特に性暴力はそうではない。

委員 私の意見ですが、文章に書くということは、マイナスの因子で働くことがあるため、事務局は、他市も参考にしていると思いますが、性に関する問題は、いろんな歴史があって表現をすることが本当にいいのかどうかということも含めて、少し慎重にしたらいいのではないかと思います。

委員 内閣府としても各自治体で性的マイノリティに対しての施策をしていくべきだという方向性は出していると思いますし、これから10年の総合計画なので、これからの10年にあった、これまで必ずしも書かれてなかったとしても、これから10年新しい動向として、どういうことを含めていったらいいかという

ことは、全体として考えていった方がいいと思うので、これまでの記述にこだわらずに柔軟に入れていてもいいのかなと思いました。

事務局

ここではたしかに配偶者や交際相手などに対する暴力（DV）としておりますが、交際相手からの暴力をデートDVと呼んで今啓発をしており、そういった趣旨も含んだ表現として書いたつもりではあります。例えば、成人祭の時にデートDVの防止に向けた啓発冊子を配布する活動をしたり、町内にある高等学校に出向いて連携して啓発をしたり、学校教育現場との連携も含めて、啓発に努めているところであります。あえてデートDVという言葉を出すかという部分ですね。もう一つおっしゃった、性暴力も含めた女性に対する暴力全般、男性に対するものもあると思いますが、そういったものについては、確かにここで明確に書けていないことがあります。関連する個別計画として、男女共同参画社会をめざす計画を紹介させていただいており、こちらのほうでは性犯罪やストーカー行為などの暴力防止に向けた取組をすると明確に記載をしておりますので、町としてそういった取組をしていくということは間違いありません。詳細な部分は個別計画に委ねるという部分で、この基本計画の中にどこまでの表現をしていくかという部分になってくると思いますので、ご意見も踏まえて一度検討させていただきたいと考えております。

部会長

もうすでに町としても施策を進めていらっしゃるということで、それを踏まえた形で表現をまた示していただけるのかと思います。

委員

7ページが一番下ですが、「日本語をうまく話せない人もいることから」という文章が、ここだけ表現方法が異なるように感じます。外国人住民は私の実感として、日本語に対する障壁があると思います。漢字を使っていない国も多く、とても言葉に苦しんでおられます。日本語をうまく話せない人もいることから、という書き方は馴染まない感じがします。多言語での情報提供や日本語習得への支援を明確に書くことはとても大事なことだと思います。人権まちづくり協会では、具体的にすでに日本語教室を始めていますので、町全体での支援をよろしく願いたい、というのが率直な気持ちで、これを明確化するということはとても大事だと思います。

事務局

こちらの表現につきましては、検討させていただきます。

委員

私も、日系ブラジル、ペルーの出身の親の母語支援相談員をやったことがあります。日本語がうまく話せないという児童とともに、やはり親は日本語をうまく話さなくて、子どもが学校に行って日本語だけ、バイリンガルになるということは簡単なことじゃないので、日本語話者になっていって、親とコミュニケーションがとれなくなるということがあって。子供たちに対して母国語の支援をやろうとか、学校でいじめられたりもおきるので、自分たちの出身のことをもっと知って、自分の存在に誇りを持つという支援というのは、他の自治体もやっていたりしますが、日本語も重要ですが、それだけでない支援というか、子供たちに応じた、島本町単独で難しくても、情報提供等といった視点が欲しいと思いました。

委員

今の委員のご意見はそのとおりだと思います。ただあくまでも、具体的な支援の中でいうと、とても日本語について困っている方に対して、日本語教室を行っている中でいうと、日本語を教えることがメインですが、技能研修生の厳しい労働実態や生活に対する困難については、もちろん引き受ける会社の責任があるし、連れてきた団体の責任もあるため、ちゃんとやってほしいということがあるが、我々地域の中で、

そういった悩みを受けとめて、解決できる方法は必ずあるし、日本語の学習を通じて生活全般への生活支援が、たまたま人権文化センターでできるのは、まちづくり協議会が人権相談、就労支援という部門を行政からの委託を受けてやっているからこそ、何ら制度がない中でも私どもが外国人に対する支援はできているわけです。これは言葉的にいうと、情報提供や日本語習得がありますが、この中には当然、生活相談といったものも当然、含まれていくものと思っています。

部会長 8ページの②「多文化共生の地域づくり」の一番下のほうには、「日本語指導や相談支援を行うなど、日常生活や学校生活を支援します」ということで、生活支援ということも入っています。

委員 7ページの現状と課題の2つ目で、「国際化が進む中で」と書き方がされていますが、今年の4月の入管法改正で、技能実習生という形ではなく、3年で50万人を目標として、移民の労働者として、これまで専門職と言われていなかった職で、外国の移民を受け入れるという決定をしていて、これからさらにこの10年でまた制度も変わり、より受入れが進むことが見込まれるところで、今回の4月の入管法改正についてちゃんと記述したほうがいいと思います。本格的に地域にも外国人住民がやってくることを、各自治体も覚悟して施策をしようと動いているところがあると思います。

事務局 現状と課題の2つ目で、直接的に法律名はふれていませんが、そのような労働という要素も入れたつもりです。少しわかりにくいということもあると思うので、表現については検討させていただきます。本町では外国人住民の数は長らく横ばいでしたが、近年やや増加傾向で、約200人です。

委員 3、4ページです。近年、議会の議員もできるだけ、女性の比率を引き上げていこうという動きがあると思います。ここにも審議会の委員の参画促進という形では書かれていますが、町の施策としてできることは、審議会の委員だけでなく、女性の管理職とかの登用を増やすとか、町的意思決定の中でも女性の比率をふやすということを、企業とかでも女性の管理職を増やそうという目標を立てている企業がいっぱい生じている状況の中で、町でもある程度、参画促進の中に町の管理職ということを加えていくべきではないのかなと思います。

事務局 女性の職員の比率であったり、管理職に占める女性の割合ということは、従前から町のほうでも集計をして公表もしていますし、その促進に努めていることは間違いございません。ただ、数値目標をここでどこまで書けるかということは微妙なところがございます。例えば、採用試験でいうと基本的に競争試験を実施していますが、性別にかかわらず優秀な人材を確保したいという部分は間違いなくございます。女性だけを優遇してその比率を増やしていけるかということ、それは地方公務員法上難しいということが一つと、昇任昇格の部分でも、管理監督職員として女性も中核を担っていただきたいという思いが強くなりますが、これも、町としては、まずは女性の職員のほうがワークライフバランスがとりにくい現状にある方が多いというようなこともありますので、そのあたりの家庭生活との両立支援であったり、啓発、あとは意欲を持ってより責任のある立場で公務に従事できるような意識づくりであったり、周辺の職員の支援体制というところに今は取り組んでいるところであるということで、目標値を書けるかどうかということ、微妙なところであるということでご理解いただきたいと思います。

委員 目標値が難しいことはわかりましたが、ワークライフバランスといったことを含めて、それは町の管理

職への参画促進の一部だということで、参画促進のところに町の管理職ということも取り組んでおりというように、現状と課題の3つ目に、入れたらどうなのかなと思います。町の審議会だけだと、少し自分たちの町機構全体としてはどうなのかなというところは問われるのかなと思います。

部会長 町の組織体制のお話は、もしかしたら7-1の⑤、職員研修・人事評価。それと組織の生産性。働き方改革というところかもしれないと思います。今委員にご指摘いただいた職員の方々のワークライフバランスについても、どこかに記述いただいてもいいのかなという気がいたします。

委員 1-2の現状の課題の1つ目ですが、やはり住民参画や住民自治ということは、ワークショップでも多く町民から要望があったことだと思います。総合計画をつくる中で、一番重要な部分が抜けていると思ったことは、町的意思決定に町民意見を反映させるということが住民自治の大きな側面だと思います。ここは具体的施策の方向で、タウンミーティング、ワークショップ、パブリックコメントとか、町民それぞれが意見を言ったりするものはありますが、町政全般の方向性としてそれが十分町に反映ということができてないのではないかと、町民としての思いもあるため、やはり現状と課題のところに町的意思決定に町民の意見を反映させるという内容を含む必要があるのではないかと思います。反映させて住民自治を充実させるといった言葉を入れていく必要があると思います。それによって町に対する信頼感も上がりますし、より町自身のいろいろな活動に参加していこうという町民も増えていくと思うので、やはりそういう部分を書いてほしいと思います。

部会長 意思決定機関として町長と議会がありますが、それとの関連性をどう整理したらいいでしょうか。

事務局 それを補ういろいろな制度として、パブリックコメント、タウンミーティング、ワークショップ、審議会の公募委員の参画等があります。町の方針に、町民意見を反映させるためにやっていると思いますので、やはり明確化したほうが町民も、町自身がこれらの施策をボトムアップでやっているという信頼感がより上がっていくのではないかと。意思決定という言葉ではなくて、町の方針ということでもいいと思いますが。

部会長 住民参画という言葉では、少し弱いということですか。

委員 住民自治ではなくてもいいですが、町の方針に町民の意見を反映させるというような、町の役割を書いた方がいいと思います。

部会長 委員がおっしゃったところは重要だと思いますので、何か良い表現があれば。

事務局 1-2の①「参画・協働のまちづくりの推進」のところで、パブリックコメントといった記述があります。参画の推進に向けては、こういった機会の提供については義務であるという認識を持っています。なるべく多様な方法で、その施策の立案に適した手法を用いてやっていくことが現実的だと思っていますし、どこまで実際の施策立案において反映できるか難しいものもありますが、意見聴取を行う以上は、一定考慮した上で意思決定をしていくことは当然のことだと思っています。どういう表現が最も適当なのかなというところは検討させていただきますが、町としては、一番上の書きぶりで十分踏まえていると考えておりますし、③の「広報・広聴の充実」のところでは、広聴は住民の方の意見をさまざまな方法で聞くと

いうことですが、ここには施策展開やサービス向上に反映できるように努めるという形で明記させていただいています。ここの関係もありますので、ご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

部会長 では、第4章の審議にまいります。事務局の方からご説明願います。

事務局 (資料16・基本計画素案の第4章について説明)

部会長 4-1「健康・医療」について、何かご意見があればお願いいたします。

委員 質問です。参考指標の健康寿命は、本町の健康寿命ということでしょうか。

担当課 こちらは、本町の健康寿命ということで記載させていただいております。

委員 平成28年度の何を根拠に算定というか、出典を書いておいた方がいいと思います。どういう計算をされていますか。

担当課 健康寿命につきましては、大阪府の健康づくり課で健康寿命算出方法の指針に基づいて府内の市町村の健康寿命を出したのになっています。そのため、本町では直接計算はしていません。記載の方法については検討させていただきます。

委員 平均寿命ではなく、健康寿命ですね。

担当課 はい、健康寿命として記載しております。

委員 一般的に健康寿命というと、大体平均寿命とは、男性で5年間とか、女性で7年間ぐらいのブランクがありまして、男性で75歳ぐらい。女性で80歳ぐらいという感じです。これがすごく平均寿命に近いと思いました。理想的な高齢社会ですね。だから平均寿命が今男性81歳ぐらいで、健康寿命80.6歳だから、すごいデータだと思います。一般的に私たちが講演するときに、出典が違うため、いろいろなデータがありますが、健康寿命から平均寿命までの間が大体5年から10年ぐらいで、その5年をいかに縮めて、寿命が来るまで健康でいましょうという話をしますが、これは、ほぼ平均寿命に近いので、少し違和感を感じましたので、確認をしておいていただきたいと思います。出典が書いてあれば良いと思いますが、一般的に医療系の講演会では余りこういう高いデータを出さないで、まだまだ健康寿命は低くて、最後の5年間10年間は介護のお世話になるということが一般的なスタイルで、それをいかに縮めようかということが健康づくりを目指すということの一つの指標になるので、少しその辺が違和感を感じましたので、一言意見を申し上げさせていただきました。

部会長 また事務局の方でご確認いただいて、少なくとも出典は書いていただくということでお願いしたいと思います。

委員 4-1の施策の方向②「保健サービスの推進」の1つ目ですが、「特定健診、がん検診を受診しやすい体

制整備を図って、受診率の向上に努めます」ということは当然必要で、推進していただきたく思っていますが、特定健診が始まって10年近くなって、全国的にも見直しされる時期にきていますが、受診率向上ということが前面に出てきて、これも、私見がかなり入ってはいますが、特定健診は74歳までで、75歳からは後期高齢者健診になりますが、そのトーンが随分違いまして、74歳までは、場合によれば受けましたかという確認のはがきや、電話などといった案内が来るんですが、75歳になった途端になくなるわけです。その裏を見ますと、高血圧で病院にかかっている方は、後期高齢者健診を受けなくていいですというふうに書いてあります。その74歳と75歳の間にすごくギャップがあるように感じますが、それは医療者だけの感じ方なのか、町民の方は余りそういう疑問を持たれていないのか、窓口等で感じることはないのかということについて、少しお聞きしたいです。74歳までの健康推進の受け止め方と、後期高齢者になった瞬間に、何か全然来なくなったということの質問や、町民の疑問がないのかどうかということをお聞きしたいです。

担当課

特定健診は、基本的に40歳から74歳までの方で、目的としましては、生活習慣病の重症化を予防するというのが目的で、受けていただいて、メタボリック健診とよく言いますが、生活習慣を見直していただくことによって、病気の重症化を予防していただくということになるため、できれば若い方、生活習慣がある程度一般の方よりか運動不足ですとか、食事の偏りが出てきてその影響が出てきやすい40歳からという方が受けていただいて、できれば、早い段階で生活習慣を見直していただいて、生活習慣を原因とする病気にかかりにくくしていただくという形で、生活習慣を見直していただくための影響が出やすいということで、74歳で区切らせていただいています。75歳以上の方については、今までの健診を受けていたものが一度になくなるということは、住民の皆さんは混乱を来す場合がありますので、中身としては同じような健診を受けていただく。ただそれは74歳までの方の生活習慣を改善して、病気の重症を防ぐというよりは、病気を見つけていただいて、早期に医療にかかっているという目的で一つ区切られていますので、国民健康保険のほうからはそういう目的でやらせていただく。ほかにもまた違う目的で同じような内容をやらせていただくということになっています。今のところ住民の方で混乱があるかということで、窓口の方では、基本的には同じような健診を受けていただくことが無料でできますので、そのような混乱は聞いておりません。

部会長

特定健診の受診率は、国民健康保険だけでしょうか。それとも町民全体ですか。

担当課

ここに記載させていただいている数字は、島本町の国民健康保険の加入者だけになります。

部会長

出典と定義を書いていただければと思います。(受診率は) 低いですね。

委員

低い高いは、議論が難しいです。特定健診受けなくても、もう既に健康管理をきっちりできている人は、私から言うともう十分できているし、かかりつけ医と相談もできているから、特定健診よりも他のところに気をつけましょうと言います。できていない人は、2回来ても3回来ても、できてない。自分の健康をほったらかしで働いている、40代、50代、いっぱいいるのですが、その人、40代・50代の方に本当に受けてほしいです。生活習慣病の予備軍で、放っておいたら生活習慣病になるよ、という人たちの受診率が多分すごくこれよりも低いと思います。だからそこを、受診率アップの数字だけにとらわれるということは、特定健診という手法の悪いところで、これは全国的な問題になっていると思いますが、受診率

だけ上げるために、それは全町民に言ったら、真面目な人は受診しますので、受診率は確かに上がりますが、本当の意味は受けていない、主に自営業中心なのですが、そういった、あんまり健康診断に重きを置いていない、結局、最終的には60歳、70歳で病気で倒れてしまって、医療を使ってしまうという方を予防するための特定健診ですが、そういった方たちにぜひ受けてほしい。何かいい方法がないかなということはずっと私たちも思っていますが、アイデアがないですが、やはり受診率に振り回されて、本当に受けてほしい人が救われていないという気はします。国の姿勢ですが、町のとしての良い取組が何かあれば、推進してほしいと。これはあくまでも私的な現場からの声として、聞いていただけたらと思います。

部会長 ご指摘いただいたところを踏まえて、特に参考指標の書きぶりを、もう少しわかりやすく書いていただくようお願いいたします。

事務局 参考指標の出典や定義については、簡単に表の下に「※」で書かせていただいています。これは仮の記載という形で、最終的に冊子になるときは、巻末資料等にまとめていく形になると考えています。このページ内に盛り込めれば盛り込みますので、その辺は今後の課題にさせていただきます。

委員 今、受診率等も含めて言われていますが、町立の病院はお持ちですか。

担当課 島本町内には町立の病院はございません。医療機関数ですが、本日お配りしております資料17（第四次総合計画に係る施策の実施状況）の40ページ、（3）医療体制の充実の①「地域の医療体制の整備」の取組実績に、平成30年度の実績を記載しております。町内の医療施設数になりますが、病院が1病院ございます。そのほかの一般診療所が22機関、歯科の診療所が10機関ございます。

委員 町営の病院がないということですね。今どこの市町村も、赤字の一番大きいのは医療機関の病院経営です。でも、一方でいろいろな震災が起こったりした場合に、住民の命をどう守るか、あるいはけが人の救急体制等も含めて、ぜひ医師会の代表も来ておられますね。近隣もいろいろと改革されていると思いますが、この中に組み込めるところではないと思いますが、ぜひ、医療機関の充実ということですね。住民のための安全を守るためにも、町としてどういう体制でいくかということもぜひ検討しておいていただきたいという希望です。③「医療体制の充実」の中で、表面上は書いてありますが、実際に大丈夫なのかなと思ったため、伺いました。

委員 27ページの現状と課題の3つ目ですが、本町の自殺者数の記述がありますが、全国的には2万人ほどの自殺者がいて、とても話題になっているのは明らかですが、こういう記述をあえて書かなければならないものなのかということが一つです。それから、28ページの参考指標に、コミュニティーソーシャルワーカーの活動件数528件とありますが、多分、小学校区に1人のコミュニティーソーシャルワーカーが配置をされていて、この数字を挙げておられていますが、この数字は行政の中でどう評価されているのか。今後も、地域の相談窓口は、どうしても所管がばらばらで、まとめにくいという状況のある中で、今後とも、この多様な生活課題の解決を、コミュニティーソーシャルワーカーの協力を得なければならないのか。町全体としてはこれなのかなという質問です。

事務局 自殺者数の表現については検討させていただきます。対策については、国、自治体で、引き続き取り組

んでいく必要があると考えております。コミュニティーソーシャルワーカーについては、地域福祉の中での代表的な相談機関の一つとしてのCSWを挙げさせていただいていますが、ほかにも民生委員児童委員もごさいますし、さまざまな相談機関、相談窓口がございます。コミュニティーソーシャルワーカーもコンスタントに相談支援を行っておりまして、実際に地域のサポートという点ではかなり力になっています。それ以外の機関も頑張ってくれているという部分で、どういう形での表現にしていくなについては、また考えていきたいと思いますが、地域福祉の中ではかなり中心的な存在の一つであることは間違いないと考えております。

委員 地域福祉で、社協やソーシャルワーカーが頑張ってくださっていて、私たち民生委員も、つなぐ役目として、役場やソーシャルワーカーにつないでいて、いろいろなことを解決していただいております。すごく力になってくださっています。生活困窮者への自立支援というのがありますが、これも社協が請け負っている事業ですが、成果を上げておられます。そういうことでやはり、こういう機関は必要だと実感しております。

委員 現状と課題の一つ目ですが、「急速な少子化の進行や家族形態の多様化などにより」、この二つの原因によって住民のニーズは多様化、複雑化していると読み取れます。日本語としては、「急速な少子化が進行するとともに」、というふうに分けたらどうかと思います。他の委員が何回かおっしゃっていますが、対象者を明確にしたり、対象の事項を明確にすることによって、しっかりと認識していただいたり、いろいろな地域の人に広めていくということがあるとなれば、4-2施策の方向①1つ目のところに、すごくいいことが書いてありますが、「見守りや支え合いの地域活動を促進します」のところで、何か子供のことに少し特化してもらえたら、初めの私の発言のところもクリアになるかなと思いました。

部会長 子どもと高齢者との交流や見守りについてのご意見をいただきました。事務局の方で調整願います。

委員 学校現場で子供たちの貧困のシグナルを見つけて、親の貧困問題を解決しないと子どもの貧困問題も解決しないので、スクールソーシャルワーカーとかを積極的に配置していこうとか、常駐は無理かもしれませんが、スクールソーシャルワーカーなり学校教員が、子どもの貧困問題に気づいたときに行政とつなげるといった記述が、これから必要になると思います。もう少し、相談支援体制の強化のところでは何か加えるべき事項かなと思っています。

部会長 第5章ともかかわってくるお話だと思います。以上で、次回に議題を継続させていきたいと思っています。これで部会を閉会いたします。

<終了>